

第9回ダムによらない治水を検討する場 説明資料

(市房ダムと川辺川筋の治水対策を検討するに当たっての考え方について)

平成23年9月5日

熊本県

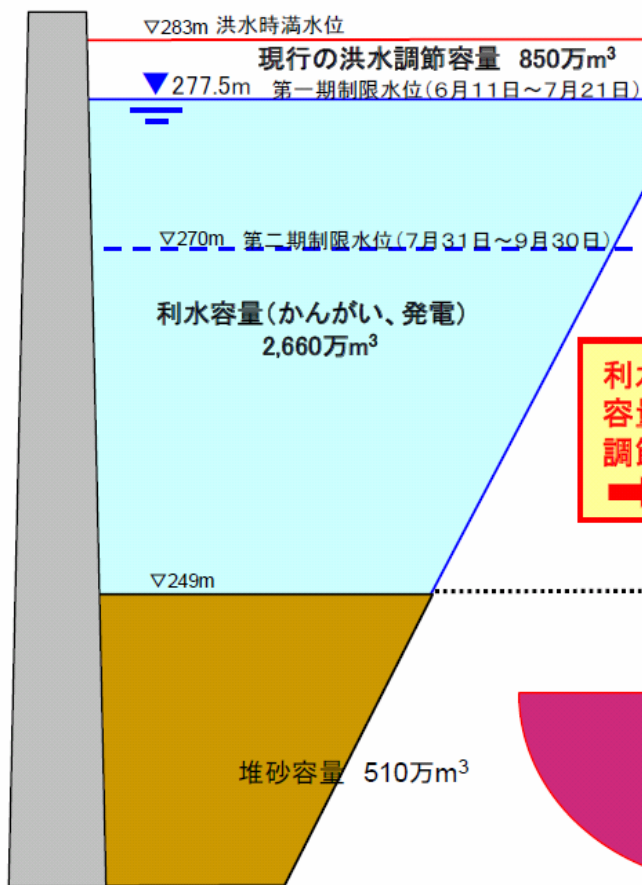
市房ダムの再開発の検討条件

第5回会議
国交省説明資料 P 13

実施にあたっては現地の状況等に応じて更なる検討が必要

● 現行

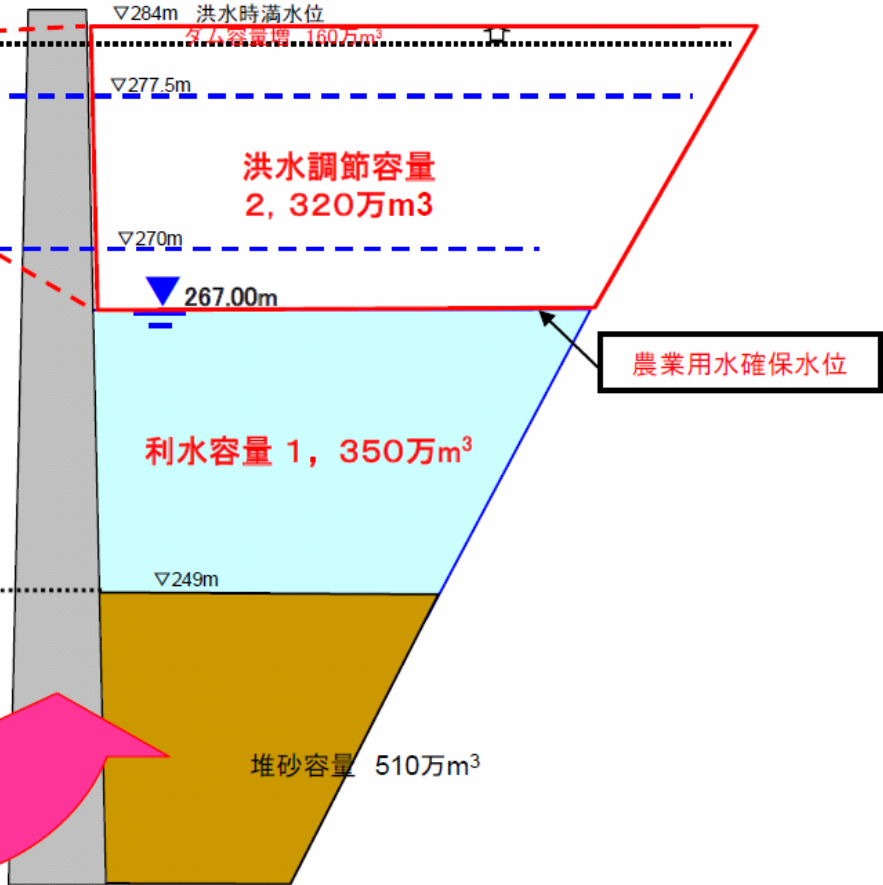
○ 現在の洪水調節容量、現在の操作規則



● 再開発後

○ 洪水調節容量の増量、操作規則の変更

- ・洪水時満水位の1m上昇
- ・利水容量の減量(洪水調節容量として活用)



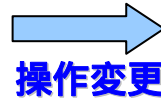
利水容量の減量とダム容量の増量により洪水調節容量を増量
➡ 2,320万m³活用



市房ダムの操作の変更(直ちに実施する対策)及び洪水調節容量の増量・施設改良も含めた再開発(引き続き検討する対策)を検討するに当たっての考え方

【操作の変更(直ちに実施する対策)】

現在の操作規則
 S2.8～S29.9までの主要降雨を対象に、市房ダムより下流の水位を一律に低下させる為の操作



操作規則の変更
 S40.7及びS57.7洪水を対象に、合流点の上下流とも水位を効果的に低減させるための操作

【洪水調節容量の増量・施設改良も含めた再開発(引き続き検討する対策)】

高さ(例: 283m)は全て標高表示

ケース1(洪水時満水位の上昇)	ケース2(利水容量の減量)	ケース3(利水容量の減量)	ケース4(利水容量の減量)
洪水時満水位を1m上昇させ洪水調節容量として活用	第1期において275m以上を洪水調節容量として活用	第2期の制限水位(270m)以上を洪水調節容量として活用	8月の農業用水確保水位(267m)以上を洪水調節容量として活用
<p>洪水調節容量の増量 1,600千m³</p>	<p>洪水調節容量の増量 1期: 3,400千m³</p>	<p>洪水調節容量の増量 1期: 9,700千m³</p>	<p>洪水調節容量の増量 1期: 13,000千m³ 2期: 3,200千m³</p>
補強工事等が必要	容量買取か予備放流で実施	容量買取か予備放流で実施	容量買取か予備放流で実施

関係機関との調整等が必要になります。

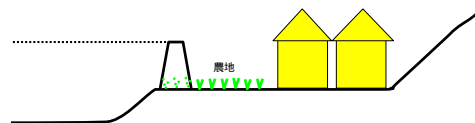
洪水を防御するための検討



連続築堤案のイメージ図

< 考え方 >

・現在の河川沿いに堤防を連続的に設置し、堤内地を洪水から防御します。



両案とも、堆積が著しい箇所
の河床掘削を行います。



輪中堤案のイメージ図

< 考え方 >

・連担した宅地を堤防で囲むことにより、洪水を防御します。

